



熊本県公報

第12715号

平成30年4月20日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 1
- 有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2

公 告

- 公共測量の終了…………… (監理課) 2
- 基本測量の終了…………… (") 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 2
- 平成30年度熊本県調理師試験の実施…………… (健康づくり推進課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 4
- 平成30年度電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方等の決定…………… (情報企画課) 4
- 平成30年度電算処理業務委託契約に係る相手方等の決定…………… (") 4
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 5

登 載 依 頼

- 組織犯罪情報総合管理システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部組織犯罪対策課) 5
- 組織犯罪情報総合管理システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (") 6

正 誤

- 平成30年3月20日熊本県公安委員会告示第7号(熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う熊本県公安委員会関係告示の整理に関する告示) 中…………… (警察本部警務課) 9

告 示

熊本県告示第361号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

桃木原地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字鳥子字桃木原1213番1、1213番8、1213番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第362号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成30年4月12日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	揉んで揉乳(もにゅ)～む 萌えっ娘魔界へ行く(オーピー) 三十路痴女たち 浮気妻・セレブ妻・恥じらい妻(新日本映像) 若妻乱熟 スワップでいきまくり(新東宝映画) 股間の純真 ポロリとつながる(オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熟女ヴァージン 揉まれて港町（オーピー）	
ボルノ・チャンチャカチャン（新日本映像）	

熊本県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年4月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字中田 834番2地先から 同所 834番2地先まで	30.5	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年4月20日

公 告

熊本県公告第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（2級・3級・4級基準点測量）	平成29年10月16日から 平成30年3月23日まで	菊池郡菊陽町大字津久礼 地内

熊本県公告第227号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（電子国土基本図 （地図情報）修正、国土広 域情報修正）	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	熊本県内全域

熊本県公告第228号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス御船店
熊本県上益城郡御船町大字辺田見字中道148番1 外
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
（変更後）東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 届出年月日
平成30年1月1日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課

平成30年4月20日から平成30年8月20日まで

熊本県公告第229号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成30年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成30年8月28日（火）
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号
- 3 試験科目及び時間
(1) 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
(2) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 4 受験資格
(1) 学歴
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者
(2) 調理実務経験
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
(1) 提出書類
次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度に行われた調理師試験に係る熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。
ア 受験願書 1部
イ 調理業務従事証明書 1部
ウ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類
エ 写真（受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの） 1枚
オ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6月以内に交付されたもの） 1部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名（受験票を提出する者にあつては、当該受験票の氏名）と現在の氏名が異なる場合に限る。
(2) 受験願書の配付
平成30年5月14日（月）から平成30年6月15日（金）まで、熊本県の保健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には、配付しない。
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
(3) 受験願書等受付期間
平成30年6月11日（月）から平成30年6月15日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成30年6月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
(4) 受験願書等提出先
受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）をするときは、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師試験願書在中」と朱書の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付すること。
ア 熊本市居住者にあつては、熊本市の保健所
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
(5) 受験手数料
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）
受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。
- 6 受験票の交付
受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。

- 7 合格基準
原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各科目の得点が科目ごとの平均点の2割以上であること。
- 8 合格発表
合格者は、平成30年9月19日（水）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 9 その他
 - (1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。
 - (2) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。
 - (3) 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。この場合において、掲載期間は、1年間（平成30年9月19日（水）から平成31年9月18日（水）まで）とする。

熊本県公告第230号

熊本本市に事務所を置く白川西南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	鳥井 隆一	熊本市南区八分字町3148番地
就任 理事	木村 正昭	熊本市南区八分字町2217番地

熊本県公告第231号

特定調達契約につき随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
電子計算機組織及びプログラム・プロダクトの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
142,884,000円（うち消費税及び地方消費税の額10,584,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第232号

特定調達契約につき随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

- 電算処理業務委託 32業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社熊本計算センター
熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 随意契約に係る契約金額
73,872,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,472,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区帯山九丁目3番10号
- 2 築造者の氏名 有限会社神山システム
- 3 道路の位置 宇土市立岡町字西俣27番12
- 4 道路の幅員 4.00メートルから6.15メートルまで
- 5 道路の延長 94.58メートル
- 6 指定年月日 平成30年3月29日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第213号

熊本県公告第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2147番1、同2147番2、同2147番3、同2147番4及び同2148番1
2,941.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目5番76号
株式会社星山商店

登載依頼

熊本県警察本部告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成30年4月20日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
組織犯罪情報総合管理システム機器等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年5月7日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新
（5）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第13号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年4月20日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
組織犯罪情報総合管理システム機器等の賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
組織犯罪情報総合管理システム機器等 一式
- (3) 借入物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力対策第一係（熊本県庁警察棟5階）
郵便番号 862-8610 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
組織犯罪情報総合管理システムに関する賃貸借調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から平成35年12月31日（日）まで
- (7) 借入期間
平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで
- (8) 納入期限
平成30年12月31日（月）
- (9) 納入場所
熊本県警察本部組織犯罪対策課及び情報管理課
- (10) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、60分賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項を満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本市告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を付けている場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間（ア）の提出期間（入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間）の受付期間

公告の日から平成30年5月7日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本市ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を平成30年5月8日（火）午後5時までに1(3)に掲げる発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て計画認可の決定を受けていること。当該申立てに係る再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本市告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本市告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は利益を図り、又は第三者に損害を

エ 加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本市暴力団排除条例（平成22年熊本市条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加団員等と合食、遊技等この交遊機能的に暴行等を行う場合をいう。又は、暴

- (7) 警察庁との相互接続（電子計算機接続）による連携機能を持つシステムの業務契約を公告の日から過去5年（平成25年度から平成29年度まで）の間に締結し、当該システムの接続を適正に完了していること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 - この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 役員等一覧の写し

- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類をPDF形式で

1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲

げる書類に添付する(1)イからエの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える

等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲

げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)

の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年5月15日（火）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年5月15日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年5月31日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年5月30日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(7) 日時 平成30年5月31日（木）午前10時

(4) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(7)の日時に(4)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年5月30日（水）午後5時（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札を入札者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送による入札書を出した場合は、これら立会いしない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力対策第一係

電話番号 096-381-0110（内線4495）

ファックス番号 096-381-0110（内線4419）

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the services to be leased

A set of Organized Crime information integrated management system equipment for Kumamoto Prefectural Police (one set).

- (2) Date and Place for tender

Date: 31st, May, 2018, 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Organized Crime Control Division, Criminal Investigation Department,
Kumamoto Prefectural Police Headquarters

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, JAPAN

862-8610, Japan

Phone:096-381-0110(4495)

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

正 誤

の整理に関する告示)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	32	下宮地	下宮地町